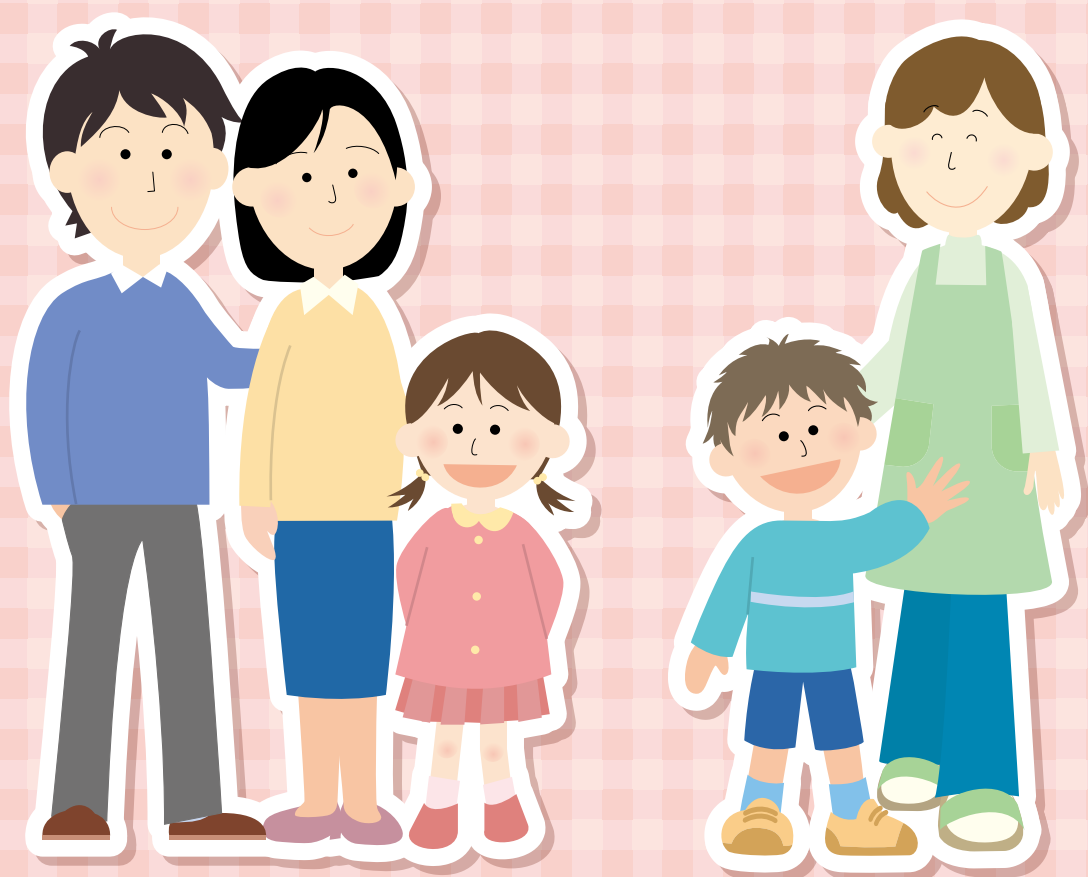


ふなばしファミリー・サポート・センター

会員の手引き



公益財団法人船橋市福祉サービス公社

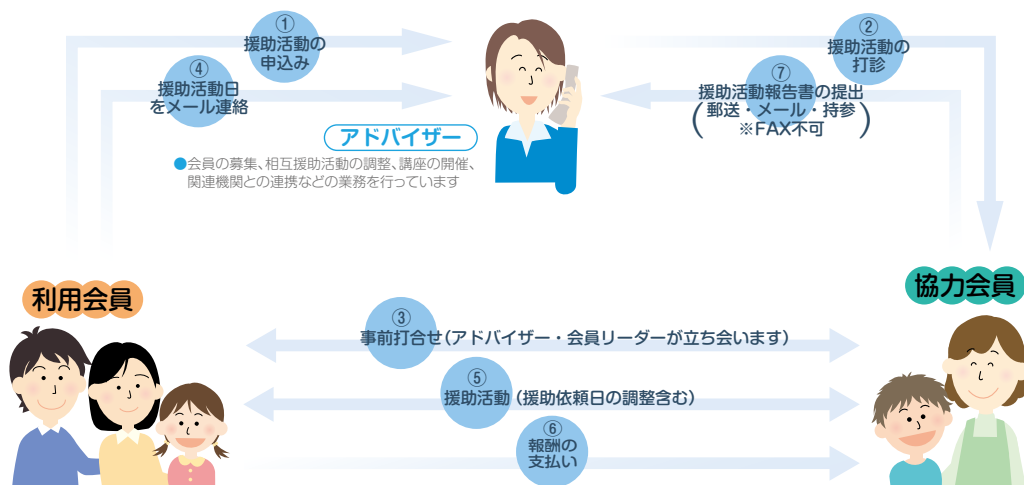
- ふなばししファミリー・サポート・センターは「子育てのお手伝いをして欲しい人（利用会員）」と「子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）」が会員となり、地域で助け合う会員組織です。
- 会員間でおこなう相互援助活動は、お互い対等な立場にあり、協力しあう信頼関係により成り立っています。
- 子育てを通して、人と人との出会いとつながりを大切にし、豊かでゆとりある生活を実現するための環境づくりを目指します。

も く じ

1	会員について	P1
2	主な援助活動内容	P2
3	報酬の基準	P3
4	援助活動のながれ	P4
5	安全対応マニュアル	P7
6	補償保険制度	P8
●	会 則	P10
●	個人情報に関する基本方針	P12

1 会員について

ふなばしファミリー・サポート・センター



会員について

入会金・年会費はかかりません

利用会員 子育てのお手伝いをして欲しい人

会員になる条件

- 船橋市内に居住又は勤務する人で生後6ヶ月以上概ね13歳未満の児童と同居し養育している人
- 活動の趣旨と決まりを理解し、了承した人

会員になるためには

- 入会申込書を提出していただきます
※顔写真(たて3cm×よこ2.4cm)を貼付したもの
※郵送可

会員になると

- 会員証が発行されます
- 会員交流会や小児救命救急講習会(AED講習会)に参加できます
- 会報誌が年1回届きます
- 補償保険に加入します
※保険料は当センターが負担

両方会員 利用会員と協力会員の両方を兼ねている人

協力会員 子育てのお手伝いをしたい人

会員になる条件

- 船橋市内に居住する20歳以上の人
- 性別・資格は問いません
- 心身ともに健康で本活動(ファミリー・サポート・センター)に理解と熱意を有する人

会員になるためには

- センターが実施する協力会員登録説明会に参加後、入会申込書と顔写真(たて3cm×よこ2.4cm)2枚をセンターへ提出していただきます

会員になると

- 会員証が発行されます
- 小児救命救急講習会(AED講習)を受講していただきます
※5年に1回の受講が必要
- ステップアップ講座を受講していただきます
※9項目24時間の受講が必要
- ※「安全・事故」は5年に1回の受講が必要
- 会員交流会に参加できます
- 会報誌が年3回届きます
- 補償保険に加入します
※保険料は当センターが負担

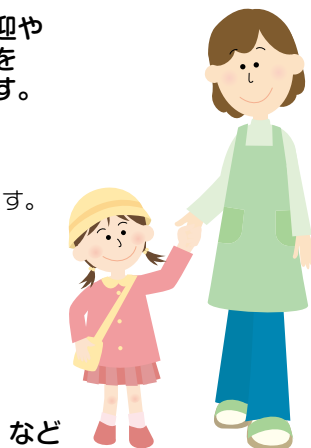
※ご本人確認を実施させていただいています。

※入園や入学、お引っ越しなどにより登録内容に変更があった場合、すみやかにセンターに連絡をしましょう。

本会の活動の趣旨を理解し、次のことを守りましょう

- お互いのプライバシーを守りましょう。
個人情報(他に漏れることがないように十分に気をつけてください。
(退会後も同様です。))
- 相互援助活動を政治、宗教、営利等の目的に利用しないでください。
(そのような事実があった場合は、会員登録を抹消することがあります。)
- 援助活動をする前には、必ず利用会員からセンターへ連絡しましょう。
- お互いに感謝の気持ちを忘れないように、心がけましょう。

- 利用会員宅へお子さまの送迎をします。
※利用会員または利用会員に代わる方の在宅が条件となります。
- 保育園、幼稚園、学校や放課後ルーム、習い事などへの送迎やその前後にお子さまを預かります。関連施設等へお子さまを送迎する場合は、スタッフの方へお子さまを引き渡しします。
- 原則として、協力会員の自宅でお子さまを預かります。
※兄弟姉妹を除き、協力会員一人につきお子さま一人を預かります。
※事前の合意があれば、公共の子育て支援施設等での預かりもできます。
- 病気回復期のお子さまが保育園などを休むとき、
お子さまを預かります。
※病気回復期とは、感染症、骨折、やけど等の疾患がほぼ回復し、
医師から登園、登校等の許可が出ている状態をいいます。
- 求職活動中の利用会員のお子さまを預かります。



など

※毎日の援助を希望される場合は、複数の協力会員で対応することがあります。
※育児と親等の介護を同時に行っている世帯（ダブルケア負担の世帯）については、優先して調整します。

こんな時にもご利用ください



冠婚葬祭、研修会、病院、行事などに行きたいとき。

産前・産後などに他のお子さまの託児が必要なとき。

自分自身の時間を持ちたいとき。

その他、利用会員が支援を望まれるとき。

援助活動は、利用会員と協力会員の両者の合意により開始します。
協力会員の都合がつかない等の理由により、ご紹介できる協力会員がいない場合があることから、必ず援助が受けられるものではないことを予めご了承ください。

以下の項目については、援助活動ができません

- 宿泊を伴う援助。
- 自転車や自家用車等を使った援助。
- 急な発熱、体調不良の場合など、お子さまが病気の時の援助。
- 離乳食期やアレルギーのあるお子さまへ協力会員が調理した食事の提供。

3 報酬の基準

●ふなばしファミリー・サポート・センターの報酬基準は次のとおりです。

月曜日～金曜日

土・日・祝日・休日および年末年始

原則午前6時～午後10時

1時間あたり **700円**

1時間あたり **900円**

- ① 援助活動時間は「お子さまを預かった時からお子さまを引き渡した時まで」の時間です。
※援助を行うにあたり、協力会員の移動が発生する場合は、その移動時間も援助活動時間とみなします。
- ② 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。
※1時間を超えた場合、30分単位で計算します。
- ③ 兄弟姉妹を預かる場合は、人数分の報酬がかかります。
- ④ 食事(ミルク)代・おやつ代・おむつ代等は、利用会員が実費を支払います。
※食事代等については十分に話し合ってください。
- ⑤ 鉄道・バス・タクシー等を利用する場合は、利用会員が実費を支払います。
※交通費等については十分に話し合ってください。
※タクシーを利用する場合は、必ず領収書を受け取り、利用会員へお渡ししてください。
- ⑦ 利用会員が援助活動をキャンセルする場合、次のとおりキャンセル料がかかります。
援助の不要がわかり次第、協力会員へ早めに連絡をお願いします。
 - 当日のお預け前までのキャンセル……………**報酬(1時間分) + 実費**
 - お預け予定時間以降のキャンセル……………**報酬(全額) + 実費**
 ※実費＝食事代(準備含)、交通費(電車・バス・タクシー等)
 ※前日まで、または協力会員の都合によるキャンセルは、キャンセル料はかかりません。
 ※自然災害(台風・大雨等)によるキャンセルは、キャンセル料はかかりません。
- ⑧ やむを得ず上記時間を超えて援助活動を行った場合の1時間あたりの金額は、上記金額に1.5を乗じ、百円未満を切り捨てて得た額とします。
※必ず事前にアドバイザーの許可を得てください。

生活保護受給世帯・ひとり親家庭については、減免制度があります

減免制度につきましては、申請書等の受理をもって適用します。

● 生活保護世帯 ……全額免除

● ひとり親家庭* ……半額免除

※対象基準がありますので、センターまでお問い合わせください。

* キャンセル料および実費については、減免の対象にはなりません。

* 年1回(11月頃)、要件確認のために現況届の提出が必要です。

幼児教育・保育の無償化にあたり、「保育の必要性の認定」を受け、認可保育所等を利用していない、3歳児～5歳児クラスの子どもと市民税非課税世帯の0歳児～2歳児クラスの子どもの利用料が年齢等に応じた上限額まで無料になります。(支払った利用料を償還します。)

詳しくは船橋市保育入園課までお問い合わせください。

※利用時は、前もって申請が必要です。

※送迎のみのご利用は無償化の対象外です。

船橋市保育入園課 ☎047-436-2329

1. 援助活動の申込み

利用会員は、センター（アドバイザー）に電話で援助活動の申込みをします。

※依頼したい日時、お子さまの名前、援助内容等を伝えてください。

申込みから初回援助活動日までは、おおそ10日を要します。余裕をもって依頼してください。

※協力会員の都合がつかない等の理由により、必ず援助が受けられるものではないことを予めご了承ください。

2. 援助活動の調整

- ①アドバイザーは、協力会員に利用会員からの依頼内容を伝え、援助活動が可能かどうかを確認します。
- ②協力会員が援助活動可能な場合、アドバイザーは、事前打合せの日程調整をします。
- ③日時が決まったら、センターから利用会員に『事前打合せ票』を送付します。



3. 事前打合せ

- ①利用会員はセンターから送付される『事前打合せ票』に予め記入し、事前打合せ当日に持参します。
- ②会員宅等で利用会員、援助を受けるお子さま、協力会員、アドバイザー（または会員リーダー）が集まり、『事前打合せ票』に沿って打合せを行います。
- ③会員双方が援助活動の内容に合意した場合、利用会員と協力会員は『事前打合せ票』に署名します。

『事前打合せ票』は利用会員、協力会員、センターがそれぞれ保管します。

※援助内容に送迎がある場合は、その経路の確認と関連施設方とお顔合わせを行います。

※ご本人確認を実施させていただく場合があります。

※事前打合せや前回の援助活動から概ね3ヶ月が経過した場合、援助内容が変わる場合は、再度事前打合せが必要です。センターへご連絡ください。

事前打合せ票（3枚複写）

協力会員保管用
(1枚目)

利用会員保管用
(2枚目)

センター保管用
(3枚目)



4. 援助活動日の連絡

- ① 利用会員は、協力会員へ直接援助活動日の相談をします。
※連絡手段は、事前打合せ時に会員双方で決めます。
- ② 援助活動を依頼する日が決まったら、センターへ援助活動日の連絡をします。(変更、取消についても同様です)
※連絡のない援助中に万が一事故が起きた場合、補償保険の適用が受けられません。
※保育園等への送迎を依頼した時は、事前に利用会員から園等に援助活動日の連絡をしてください。



5. 援助活動

協力会員は、事前打合せの内容に沿って援助活動を行います。

※常に会員証を携帯し、求められたときは提示してください。

※利用会員は、預ける際の依頼時間（開始・終了時間）を必ず守ってください。

※打合せした援助活動内容以外のことを依頼および実施しないでください。



6. 活動報告書の作成

協力会員は、援助活動のたびに『援助活動報告書』を作成します。

※P6に記入見本あり

7. 報酬等の支払い

- ① 援助活動終了後、利用会員は、協力会員が作成した『援助活動報告書』の内容を確認し、協力会員に報酬等を直接支払います。
※支払い方法は、事前打合せ時に会員双方で決めます。
※現金の場合は、おつりのないように準備し封筒等に入れてお渡しください。
- ② 協力会員は、報酬等を受け取り利用会員に確認印またはサインをもらいます。



8. 援助活動報告書の提出

1 枚目：センターへ

翌月5日までに郵送・メール・持参にて提出（期日厳守）

※FAX 不可

2 枚目：利用会員へ手渡し

3 枚目：協力会員の控え

援助活動報告書 (3 枚複写)

※『援助活動報告書』は個人情報ですので、取扱いには十分に気を付けて下さい。

※『援助活動報告書』は領収書を兼ねておりますので、大切に保管してください。

○年△月分

援助活動報告書
(明細兼領収証)

ふなばしファミリーサポートセンター

③ 協力会員 控

利用会員番号 0-000	利用会員氏名 船橋花子	子どもの名前 桃子
協力会員番号 0-000	協力会員氏名 鈴木なつ子	電話番号 ○○○-○○○○

援助内容	①保育園・幼稚園への送り ②保育園・幼稚園への迎え ③保育園・幼稚園登園前の預かり ④保育園・幼稚園降園後の預かり ⑪放課後ルームへの送り ⑫放課後ルームへの迎え ⑬放課後ルーム利用前の預かり ⑭放課後ルーム利用後の預かり ⑮小学校への送り ⑯小学校への迎え ⑰小学校登校前の預かり ⑱小学校下校後の預かり ⑲病気回復期の子どもの預かり ⑳保育園・小学校等休業日の時の預かり ㉑保育園等施設入所前の預かり	㉒就労時の預かり ㉓求職活動中の預かり ㉔きょうだいにに関する用事のための預かり ㉕リフレッシュ・買い物等のための預かり ㉖保護者等病気・通院時の預かり ㉗研修や趣味等のための預かり ㉘塾・習い事への送り ㉙塾・習い事への迎え ㉚指定場所への送り ㉛指定場所への迎え ㉜指定場所での預かり ㉝慣らしのための預かり ㉞当日キャンセル ㉟その他(上記以外の援助)
------	--	--

日曜日	曜日	援助時間	援助内容	時間	報酬額	交通費	食事等	合計	印 または サイン
(記入例) 7	水	18:30 ~ 20:40	② ③⑩	2.5	1,750	600	0	2,350	⑧ 利用 名用
5	月	07:30 ~ 08:15	③③、①	1	700	600	0	1,300円	⑧ 船橋
7	水	16:30 ~ 18:40	②、③⑩	2.5	1,750	300	0	2,050円	⑧ 船橋
14	水	18:30 ~ 19:30	⑧⑧	1	700	0	0	700円	⑧ 船橋
18	日	09:00 ~ 16:00	②④	7	6,300	0	300	6,600円	⑧ 船橋
		~							
		~							
総合計								10,650 円	

連絡事項等(子どもの様子やセンターへの要望など何でも結構です)

最初は慣れていないため、昼食の食べる量が少なくて心配
しましたが、今では私の息子達と楽しんで食べています。

△月7日(水) タクシー代 980 円

1 枚中 1 枚

センター使用欄

第5号様式

援助活動に入る前に必ず目を通し、援助活動中は常に携帯するよう心がけてください。

援助活動中に事故が発生した場合は、すみやかにセンターに連絡をしてください。

安全対応マニュアル

このマニュアルは、援助活動を安全に行うため、
事故を未然に防止する方法と、
万が一事故が起きたときの対応を記したものです。



ふなばしファミリー・サポート・センター

☎ 047-420-7192
(月～金曜日 9:00～17:00)
※時間外は留守番電話対応

【緊急連絡専用】

☎ 070-1422-2802
☎ 070-6646-7869
☎ 070-5556-2537

～ 目 次 ～

- 1 事故等を未然に防ぐために・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 安全の基本
 - (2) 事前打合せでの確認事項
 - (3) 援助活動における注意事項
 - ① 預かる前に
 - ② 預かる時に
 - ③ 援助活動中
 - ④ その他
 - (4) 起こりやすい事故と配慮すべきこと

(資料) ためらわずに救急車を呼んでほしい症状
 - 2 事故発生時の対応・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 緊急時の連絡方法
 - 3 災害時の対応・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 災害時とは
 - (2) 援助活動前に災害が発生した場合
 - (3) 援助活動中に災害が発生した場合

(資料) NTT災害用伝言ダイヤル(171)の操作方法
- ※お預かりチェックリスト・・・・・・・・・・ 7

ためらわず救急車を呼んでほしい症状：小児(15歳未満)

こんな症状がみられたら、ためらわずに119番に連絡してください！
重大な病気やけがの可能性がありま。



意識の障害

- ・意識がない(返事がない)又はおかしい(もうろうとしている)

じんましん

- ・虫に刺されて、全身にじんましんが出て、顔色が悪くなった。

生まれて3ヶ月未満の乳児

- ・乳児の様子がおかしい。

けいれん

- ・けいれんが止まらない。
- ・けいれんが止まっても、意識がもどらない。

やけど

- ・痛みひどいやけどや、広範囲のやけどをした。

飲み込み

- ・変なものを飲み込んで、意識がない。

事故

- ・交通事故にあった。(強い衝撃を受けた)
- ・水におぼれている。
- ・高所から転落した。

◎その他、いつもと違う場合、様子がおかしい場合

出典：消防庁「救急車を上手に使いましょう」

お預かりチェックリスト

- 1 子どもをサポートするのにふさわしい服装や髪型をしている。
- 2 緊急連絡先(利用会員・かかりつけ医等)を把握している。
- 3 もしもの時(地震や火災)の避難場所を把握している。
- 4 119番を呼ぶ際に必要となる情報(住所、目印となる建物)について把握している。
- 5 階段や段差のあるところには、子どもが落ちないよう対策がしてある。
- 6 ドアに子どもが指等はさまいよう工夫してある。
- 7 お預かりする部屋に、壊されて困るような大切な物は置いてない。
- 8 以下のものを、子どもの手の届かないところに置いてある。
(熱いお茶、ポット、鍋、アイロン、たばこ、ライター、薬、化粧品、洗剤、刃物、ビニール袋、ラップなど)
- 9 以下のものを、子どもの手の届かないところに置いてある。
(硬貨、ピアス、あめ玉、ビーナッツなど、子どもが飲み込んでしまうようなもの)
- 10 子どもが過ごす場所の転落防止対策をしてある。
- 11 子どもの寝床に、ぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険のある物を置いていない。
- 12 ブラインドの紐は、子どもが届かない高さでくっつけてある。
- 13 反射式石油ストーブやファンヒーターなどは、安全柵を置き、子どもの手の届かないような対策がしてある。
- 14 洗濯機や浴槽に水を溜めず、浴室には子どもが1人で入らないように鍵をかけるなど、対策をしている。
- 15 ベランダや窓に鍵をかけ、近くに踏み台となるような物は置いていない。

令和6年7月

- 援助活動中の事故に備えて
「地域子育て支援補償保険」に加入しています。

1 サービス提供会員傷害保険

協力会員が、援助活動中や援助活動のために自宅から利用会員宅や保育所等へ往復する途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に保険金をお支払いするものです。

事 由	補償額	内 容
死 亡	450万円	事故日より180日以内の死亡
後 遺 障 害	程度により18万円～450万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日を限度
手術保険金	3,000円×所定倍率 (5倍または10倍)	事故日より180日以内の手術
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内の通院で かつ90日を限度



対 象 例

- 協力会員が走ってきた子どもを受け止めようとして支えきれず転んでケガをした
- 協力会員が子どもを送った帰宅途中に雨で濡れた階段で滑ってケガをした
- 活動中に熱中症になった

対象とならない主な例

- 故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
- 脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害
- むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見がないもの
- 靴ずれ、しもやけ、日焼け など

2 賠償責任保険

協力会員が援助活動中に起こした事故に対して、協力会員が法律上の損害賠償責任を負う場合に保険金をお支払いするものです。

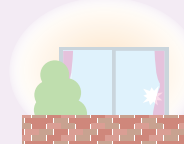
事 由	てん補限度額(補償額)
対人・対物賠償 (1事故につき)	2億円
初期対応費用	1000万円
訴訟対応費用	1000万円
見舞金・見舞品	10万円
現金盗難等 (期間中上限あり)	10万円

対 象 例

- 協力会員の不注意でお湯がこぼれ、子どもに大やけどをさせたことにより賠償責任を負った
- 協力会員が提供した（調理した）食事が原因で、子どもが食中毒を起こしたことにより、賠償責任を負った
- 利用会員から預かっていたベビーカーを破損してしまったことにより賠償責任を負った

対象とならない主な例

- 故意、天災、暴動等によるもの
- 被保険者（補償を受けることができる方）と同居する親族に対する賠償責任



3 依頼子供傷害保険

利用会員のお子さまが、援助活動中や援助活動のために自宅から利用会員宅や保育所等へ往復する途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に、協会員員の過失の有無にかかわらず保険金をお支払するものです。

事 由	補償額	内 容
死 亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後 遺 障 害	程度により12万円～300万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日を限度
手術保険金	3,000円×所定倍率 (5倍または10倍)	事故日より180日以内の手術
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内の通院で かつ90日を限度

対 象 例

- 子どもが階段から落ちてケガをした
- 活動中に熱中症になった

対象とならない主な例

- 故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
 - 脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害
 - むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見がないもの
 - 靴ずれ、しもやけ、日焼け など
- ※その他、対象とならない場合があります。詳しくはお問い合わせ下さい。



お見舞い金制度

利用会員のお子さまが、協会員宅の財物を壊したり、協会員のお子さまにケガをさせた場合に、60,000円を限度として協会員に対してお見舞い金が支払われます。ただし、1活動につき、1度までとなります。

対 象 例

- 協会員の家族が預かった子どもにケガを負わされた
- 預かった子どもに協会員の家の物を壊された

など

※お見舞金の請求には、損害を証明できる現物の写真、修理の明細がわかるものなどが必要です

領収書の金額	お見舞い金
2,000円未満	0円
2,000円～4,000円未満	2,000円
4,000円～6,000円未満	4,000円
6,000円～8,000円未満	6,000円
8,000円～10,000円未満	8,000円
10,000円～15,000円未満	10,000円
15,000円～20,000円未満	14,000円
20,000円～30,000円未満	20,000円
30,000円～50,000円未満	30,000円
50,000円～70,000円未満	40,000円
70,000円～100,000円未満	50,000円
100,000円以上	60,000円

内容は変更になる場合があります。



事故が発生した場合は、すみやかにセンターまで連絡をしてください。
緊急連絡専用 070-1422-2802

ふなばしファミリー・サポート・センター 会則

(名称)

第1条 本会は、ふなばしファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、本部を公益財団法人船橋市福祉サービス公社内（船橋市本町2丁目7番8号）に置く。

(目的)

第3条 センターは、船橋市内において、子育ての援助を行いたい者（以下「協力会員」という。）と子育ての援助を受けたい者（以下「利用会員」という。）を会員として登録し、会員相互による子育ての援助活動を行うことにより、地域における子育て支援の推進を図ることを目的とする。

(業務)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域における会員の募集、入会希望者に対する説明、会員登録及び相互援助活動の調整
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) センターの業務に関する広報業務
- (4) 会員に対する研修会の実施及び会員交流会の開催
- (5) その他、センターの目的の達成に必要な業務

(代表者)

第5条 センターに代表者を置き、公益財団法人船橋市福祉サービス公社理事長の職にある者をもって充てる。

- 2 代表者は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

(アドバイザー)

第6条 センターにアドバイザーを置く。

- 2 アドバイザーは、第4条各号に掲げる業務のほか次の業務を行う。
 - (1) 次条に規定する会員リーダーの協定及び連絡会議の開催
 - (2) 会員リーダーの指導及び育成
 - (3) 会員リーダー間の連絡調整
 - (4) 会員からの援助活動に係わる相談等

(会員リーダーの配置)

第7条 センターは、地域における相互援助活動の円滑な推進のために必要があると認めるときは、地域の会員の世話役として会員リーダーを置く。

- 2 会員リーダーは、センターが会員の中から選任するものとする。

(会員)

第8条 会員は、センターの目的と援助活動の趣旨を理解し、かつ次の各号の要件を満たす者であって協力会員または利用会員としてセンターの承認を受けた者とする。

- (1) 船橋市内に居住していること。ただし、利用会員にあっては、船橋市内の事業所等に勤務する者を含む。
 - (2) 利用会員にあっては、利用会員と同居している生後6ヶ月以上概ね13歳未満の児童（以下「対象児童」という。）を養育している者
 - (3) 協力会員にあっては、心身ともに健康で援助活動に理解と熱意を有する者
- 2 協力会員と利用会員は、両方会員としてこれを兼ねることができる。

(会員の登録)

第9条 会員として活動しようとする者は、センターに入会申込書（第1号様式）を提出し、登録の承認を受けなければならない。

- 2 協力会員の登録にあっては、センターの指定する研修を受講しなければならない。
- 3 センターは、第1項の承認を受けた会員に対しては、ふなばしファミリー・サポート・センター会員証（第2号様式）を発行する。
- 4 会員は、入会申込書の内容に変更が生じたときは、すみやかに書面、電子メールその他センターが認める方法により届け出るものとする。

(会員の退会及び登録の抹消)

第10条 会員が退会しようとするときは、書面、電子メールその他センターが認める方法により届け出るものとする。

- 2 センターは、前項の規定による届出を受理したときは、登録を抹消し、当該会員に対して、会員登録抹消通知書（第3号様式）により通知するものとする。
- 3 会員は、退会の際、前条第3項の規定により発行された会員証、その他センターが指示する書類等をセンターに返還しなければならない。
- 4 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第1項の規定にかかわらず、退会したものとみなし、登録を抹消するものとする。
 - (1) 第8条第1項各号に掲げる要件のいずれかを欠いたとき
 - (2) 死亡したとき
 - (3) 所在不明等により、6ヶ月以上活動継続の意思確認ができないとき

(会員登録の取消し及び相互援助活動の停止)

第11条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その登録を取消し、または相互援助活動を一定期間停止することができる。

- (1) 故意または重大な過失により、会員またはセンターに損害を与えたとき

(2) 次条に規定する事項に違反したとき

- 2 センターは、前項の規定により会員登録を取消し、または相互援助活動を一定期間停止したときは、当該会員に対して、会員登録取消・相互援助活動停止通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(会員の遵守事項)

第12条 会員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 信義に基づき誠実に相互援助活動を行うこと
- (2) 相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等を漏らさないこと。会員でなくなった後も同様とする。
- (3) センター及び相互援助活動を政治、宗教、営利等の目的に利用しないこと
- (4) 毎年、センターが行う援助活動継続の意思確認にすみやかに応じること
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、センターの目的に反する行為を行わないこと

(相互援助活動)

第13条 相互援助活動の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 保育施設や放課後ルーム等の始業時間前または終了時間後に対象児童を預かること
 - (2) 保育施設や放課後ルーム等と自宅間において、対象児童の送迎を行うこと
 - (3) 対象児童が軽度の病気（回復期）の場合等、臨時的、突発的に対象児童を預かること
 - (4) 冠婚葬祭による外出、他の児童の学校等の行事の際、対象児童を預かること
 - (5) 買物等の外出時やリフレッシュのために対象児童を預かること
 - (6) その他、会員の仕事と育児の両立及び児童の福祉の向上において、必要と認める援助活動を行うこと
- 2 対象児童を預かる場合は、原則として協力会員の住居において行うものとする。
- 3 相互援助活動は、原則として宿泊を伴わないものとする。

(援助活動時間)

第14条 援助活動時間は、原則として1時間を単位とし、1時間を超える場合は、30分を単位とする。

- 2 援助活動時間は、次の各号に掲げる時間の範囲をいうものとする。
- (1) 対象児童を協力会員の住居において預かる場合は、協力会員が対象児童を預かったときから、利用会員または利用会員から委任を受けた者へ引き渡したときまで
 - (2) 援助活動内容に送迎が含まれる場合は、協力会員の移動時間も援助時間とみなす

(援助の申込み)

第15条 利用会員が援助を受けたいときは、アドバイザーに対して援助の申込みをするものとする。

- 2 前項の申込みを受けたアドバイザーは、援助の内容、日時等を詳細に確認の上、申込みの内容にふさわしいと認められる協力会員を選任し、利用会員に紹介するものとする。
- 3 利用会員は、事前打合せ票を記入の上、前項の規定により紹介を受けた協力会員と事前打合せをし、援助の内容について合意しておくものとする。

(援助活動の記録)

第16条 協力会員は、援助活動が終了したときは、活動の記録を援助活動報告書（第5号様式）に記入し、利用会員の確認印を受けるものとする。

- 2 協力会員は、毎月、前項の活動の記録を翌月の5日までに、センター等に提出するものとする。

(援助活動に関する報酬等の基準)

第17条 利用会員は、別に定める基準に従い、援助活動に係る報酬及び実費を協力会員に支払わなければならない。

(事故の解決)

第18条 援助活動に起因する事故による損害については、当該事故に係る当事者間において解決しなければならない。

(保険)

第19条 相互援助活動中等の事故に備え、保険に一括して加入するものとする。

- 2 前項の保険の掛け金は、センターが負担するものとする。
- 3 会員は、援助活動中に事故が発生した場合、直ちにセンターに報告をしなければならない。

(補足)

第20条 この会則に定めのない事項は、センターが別に定める。

附則

この会則は、平成12年6月1日から施行する。

附則

この会則は、平成17年10月26日から施行する。（一部改正）

附則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。（一部改正）

附則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。（一部改正）

附則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。（一部改正）

附則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。（一部改正）

附則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。（一部改正）

附則

この会則は、令和8年7月1日から施行する。（一部改正）

ふなばししファミリー・サポート・センターの個人情報に関する基本方針

当センターは、ファミリー・サポート・センター事業の遂行のため、会員登録などの機会を通してみなさまから個人情報をご提供いただいております。

ご提供いただいた個人情報を保護することは、当センターの基本であるとともに、社会的責務であると考えています。

当センターは、個人情報保護法その他関係法令を遵守して、個人情報を適正に取り扱ってまいります。

①個人情報の取得

当センターは、十分な安全管理措置を講じたうえで、ふなばししファミリー・サポート・センター会則第4条、第6条、第13条におけるセンターの事業、アドバイザーの業務及び相互援助活動上必要な範囲で、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

②個人情報の利用目的

当センターは、取得した個人情報を、ふなばししファミリー・サポート・センター会則第4条、第6条、第13条における事業、業務及び相互援助活動の遂行に必要な範囲内で利用します。その他に利用することはありません。

上記の利用目的の変更は、相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲においてのみ行い、変更する場合には、その内容を各個人に対し、原則として書面等により通知します。

③個人情報の安全管理措置

当センターは、個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のため、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、正確性・最新性を確保するために必要かつ適切な措置を講じ、万一、問題等が発生した場合は、すみやかに適当な是正対策をします。

④個人情報の第三者への提供

当センターは、相互援助活動に必要な個人情報を、当該相互援助を遂行する協力会員・利用会員及び会員リーダーに提供する以外は、以下の場合を除き、本人の同意なく第三者に提供しません。

- ①法令に基づく場合。
- ②人の生命、身体又は財産の保護若しくはそれらが犯される疑いがある場合にあって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要である場合にあって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ④国及び地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合にあって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

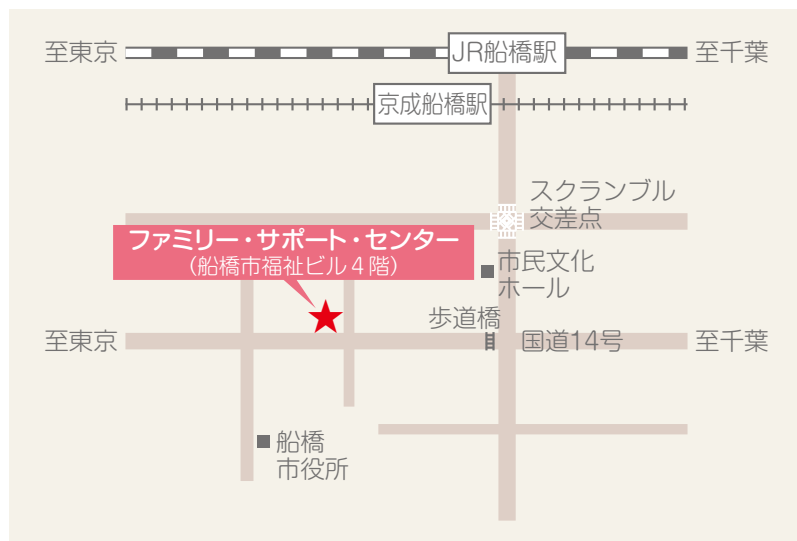
⑤問合せ窓口

下記窓口にお問合せください。

照会者が本人であることを確認させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

住 所 船橋市本町2-7-8 船橋市福祉ビル4階
名 称 ふなばししファミリー・サポート・センター
電 話 047-420-7192

Memo



ふなばししファミリー・サポート・センター

公益財団法人船橋市福祉サービス公社

〒273-0005 船橋市本町2-7-8 船橋市福祉ビル4階〈JR船橋駅より徒歩10分〉

TEL. 047 (420) 7192

E-mail: funabashi.famisapo@ffsk.or.jp



●開設時間／月～金 午前9時～午後5時 ●休日／土・日・祝日・休日・年末年始